

滋賀県立高島高等学校揚水ポンプ更新業務

入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
滋賀県立高島高等学校揚水ポンプ更新業務
- (2) 業務の内容等
別添仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和8年3月19日まで
- (4) 履行場所
滋賀県立高島高等学校 高島市今津町今津 1936 番地

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿（本公告の日において最新のもの）に登録されている者で次に掲げるすべての要件を満たす者であること。
 - ・登録業種：給排水冷暖房工事
 - ・地域要件：高島市に主たる営業所を有する者

3 契約条項等を示す場所および期間等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問い合わせ先
滋賀県立高島高等学校 事務室 〒520-1621 高島市今津町今津 1936 番地
TEL：0740-22-2002 FAX：0740-22-4837 電子メール：ma85@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間
令和7年11月28日（金曜日）から令和7年12月12日（金曜日）まで（土曜日および日曜日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。（12月12日は12時00分まで）
- (3) 入札説明書等の交付方法
入札説明書等は、次のファイルのダウンロード、または(1)に示す場所において交付する。なお、郵便による交付は行わない。

4 入札説明会の日時および場所

入札説明会は行わない。

5 現地確認

現地確認のために来校する場合は、事前に3（1）に連絡し、担当者と日程調整を行うこと。

6 質問および回答の方法等

（1）質問方法

質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、3（1）に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

（2）質問期限

令和7年12月8日（月曜日）12時00分まで

（3）回答方法

質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.takashima-h.shiga-ec.ed.jp/>

（4）回答期日

令和7年12月9日（火曜日）16時00分を目途に回答する。

7 入札書の受領期限、提出先および提出方法

（1）受領期限

令和7年12月12日（金曜日）12時00分まで

（2）提出先

滋賀県立高島高等学校 事務室 〒520-1621 高島市今津町今津 1936 番地

（3）提出方法

郵送または持参により提出するものとする。なお、入札書を入れた封筒の表に「入札書」と朱書きし、件名を併記すること。また、郵送により提出する場合には、簡易書留郵便で送付しなければならない。

8 開札の日時および場所

（1）開札日

令和7年12月12日（金曜日）13時30分

（2）開札場所

滋賀県立高島高等学校 会議室

9 入札方法等

（1）入札執行については、地方自治法、同法施行令、滋賀県財務規則および滋賀県物品の

買入れ等の一般競争入札執行要領の規定によるものとする。

- (2) 入札参加者は、仕様書および契約書（案）を熟覧のうえ、入札しなければならない。
- (3) 入札書および入札書に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者は、入札書（別紙様式 1）を持参または郵送（簡易書留に限る。）により提出しなければならない。
- (5) 入札書には、入札参加者の住所または所在地、商号または名称および代表者の氏名（法人にあっては代表者の職氏名）を記載し、代表者印を押印すること。
- (6) 代理人が入札を行う場合は、代理人は入札書と同時に委任状（別紙様式 2）を提出しなければならない。この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し同じ印を押印すること。
- (7) 入札金額には、本件業務のほか一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正はできない。）は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (10) 入札参加者は、その提出した入札書の手換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (11) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。
- (12) 開札をした場合において、各参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

10 保証金

入札保証金および契約保証金については、免除する。

11 郵便等による入札の可否

可とする。ただし、郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から（再度の入札以降は前回入札の開札日から）入札書受領期限までの日付を記入すること。また、簡易書留郵便で送付すること。

12 最低制限価格

最低制限価格は設けない。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第 199 条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札者が 2 人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

15 契約書の提出

落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
なお、契約の締結は、電子契約または書面契約により行うこととし、電子契約による場合には、契約書案の文言に必要な修正を行う。

16 支払い条件

前金払および部分払は、行わない。

17 その他必要な事項

- (1) 入札金額には、ポンプ機器本体および付属機器等必要な部材の経費に加え、配管・電気工事、既設品の撤去・処分、調整・試運転、所轄官庁への届け出等、本業務に関連するすべての経費を含めること。
- (2) 見積もりに必要な数量等は現地で確認すること。
- (3) 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (4) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。